

## 駒林花の木団地地区地区計画

決定：平成 11 年 6 月 4 日（上福岡市告示第 64 号）

変更：平成 19 年 2 月 2 日（ふじみ野市告示第 24 号）

	名 称	駒林花の木団地地区地区計画
	位 置	ふじみ野市駒林字南原 4 4 5 番地全部
	面 積	約 0.8 ha
区域の整備・開発及び 保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、駒林土地区画整理事業が施行される地区の南西に隣接し、地区の西側を東武東上線が南北に走り、新駅ふじみ野駅より 500m の距離に位置している旧住宅地造成事業に関する法律で宅地開発が行われた、良好な住宅地である。</p> <p>今後、建築物の用途や敷地の最低限度、かき・さくの構造について制限を定め、良好な住環境の保全を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	敷地の細分化の防止や、住宅地に配慮した建物用途の制限によりすでに形成されている良好な住環境の保全を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物等の用途、建築物の敷地面積の最低限度、かき又はさくの構造について適正な制限をすることにより、戸建住宅に配慮した住環境を保全する。

	地区 の 区分	区分の名称	A 地区	B 地区	
		区分の面積	約 0.7 ha	約 0.1 ha	
地区整備 に関する 事項		建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 建築基準法別表第 2（は）項に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>2 共同住宅又は長屋のうち 1 戸の専有面積が 30㎡以下のものを含む建築物</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 共同住宅又は長屋のうち 1 戸の専有面積が 30㎡以下のものを含む建築物</p>	
		建築物の敷地面積の最低限度	100㎡		
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側のかき又はさくは、生け垣若しくは透視可能なフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀若しくはこれらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎で前面道路面から 60cm 以下のもの又は、門柱はこの限りでない。</p>		

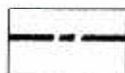



「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

駒林花の木団地地区地区計画

地区計画方針付図、地区整備計画図



凡 例

-  地区計画区域、地区整備計画区域
-  A 地区  
(良好な住環境の保全を図る地区)  
(建築物等の用途の制限及び敷地面積の最低限度を定める区域)
-  B 地区  
(良好な住環境の保全を図る地区)  
(建築物等の用途の制限及び敷地面積の最低限度を定める区域)
-  かき又はさくの構造の制限区域

